

福岡地方裁判所委員会（第6回）議事概要

1 開催日時

平成17年1月27日（木）午後1時30分～午後4時50分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

近藤敬夫委員長，夏樹静子副委員長

狩野啓子委員，古賀靖子委員，田邊宜克委員，谷敏行委員（途中出席），波多江重則委員，福島康夫委員，牧真千子委員，矢吹雄太郎委員，吉井勝敏委員（途中退席）（五十音順）

（福岡地方裁判所）

宮本禎一郎事務局長，保久村登民事首席書記官，轟田一夫刑事首席書記官，森田克則福岡簡易裁判所訟廷管理官

（説明者）

六反浩二広報係長

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

黒岩康彦総務課課長補佐，平山武庶務第一係長

4 議事（□委員長，△副委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

(1) 議題の提案と参考資料について田邊宜克委員から説明

ア 委員長・副委員長の見直しについて

第1回委員会において委員長・副委員長を選任した際に，1年後には見直すこととされていたため，本日の議題として取り上げていただくよう，念のため提案したものである。

イ 「利用者の声」の活用について

参考資料として，大阪地裁堺支部の判決（裁判所の建物設備の不備を理由

とする損害賠償請求事件において、国にその賠償が命じられたもの)に関する記事を配付したものである。本庁の建物は充実していると思うが、支部等も含めて、裁判所の建物設備についてのアンケートを行い、これを反映させてはどうか。裁判所では、早速、利用者へのアンケートを実施されているようであるが、できればアンケートの内容についても本委員会において議論させていただきたい。

ウ 裁判所ホームページについて

従前に比べてたいへん見やすくなっており、その内容も、特に裁判所以外の相談窓口に関する情報等相当充実してきており、今後も更なる充実を図って行っていただきたい。

エ 労働審判制度について

裁判所の広報に関しては裁判員制度が中心となっているが、労働審判制度についても国民の司法参加の観点からは極めて重要であり、また、相当の需要もあるのではないかと考え、今後の検討課題として提案したものである。

(2) 簡裁民事手続リーフレットの送付先について

(平山武庶務第一係長から説明)

(3) 裁判所見学会を利用した裁判員制度説明会について

(六反浩二広報係長から説明)

(4) 裁判所利用者へのアンケートに関する説明等

(黒岩康彦総務課課長補佐から裁判所利用者へのアンケートに関する説明)

◇ 裁判員制度を円滑に導入するため、裁判所へのアクセスに関するアナウンスに問題はないか、また、今後裁判員制度に関する広報活動を行っていく上で、今の段階での裁判員制度に対する市民の方々の受け止め方はどうかといったところを把握しておく必要があると考え、昨年12月15日から裁判所利用者へのアンケートを実施することとした。

今回のアンケートは、緊急の課題である裁判員制度の円滑な導入に向け、

種々の有効な取組みを行うために、とりあえず必要と思われる情報を得る目的で、3月末までを目処に実施している。この結果を踏まえて、アンケートの継続の要否や内容等について、委員の方々の意見も参考にしながら検討していきたい。

- アンケートの結果を見ると、裁判員制度の円滑な導入に向け、我々はどういう配慮をしなければならないか、例えば、裁判員を迎えるための施設の問題等地方裁判所のみでは対応できない課題も多いが、裁判そのものを行うことの不安感や長時間拘束される負担感などへの配慮は、我々にもできると思う。

(5) 裁判員制度に関する取組み状況について

- 裁判員裁判の大きな枠組みは制度として作られているが、今後、本委員会では、この制度の具体的な実践に当たってどういうことに気を付けなければならないか、意見をいただきたいと考えている。

法曹三者における現在の検討状況について紹介していただきたい。

- ◎ 弁護士会としては、連日開廷における被告人との打合せ方法、具体的には期日が全日予定されている場合に被告人との面会をどのようにして行うのかなどについて検討している。また、前提問題として、現在の法廷での弁護士の用語の使い方は、裁判員制度に耐えきれないので、その在り方についても検討している。しかし、個々で努力はされているが、全体的な議論には至っていないのが現状である。

なお、1月29日（土）午前10時から午後5時までの間に、裁判員制度に関するテレビ会議が行われ、その模様は全国の弁護士会に発信されることとなっている。

- ◎ 議論の方向としては、法曹としての実務的な問題点と、国民の方々への広報の在り方の二面性がある。

検察庁では、実務的な問題点について、中央を通じて様々な情報を交換し、

議論している。法曹三者それぞれで検討したものが、今後法曹三者間で段階的にフィードバックされてくるのではないかと考えている。

また、広報については、国民の方々の理解を得るためであるから、地域に根差したものでなければならないと考えており、法曹三者で合意が得られた事項や模擬裁判等の実施に関する広報を行っていくこととしている。また、広報に資するモデルケースについても探っているところである。

◇ 裁判所としては、今後、最高裁判所で制作された裁判員裁判の模擬裁判ビデオ（1時間30分）を参考に、法曹三者による具体的なイメージの共有化を目的に、模擬裁判の実施に向けて始動していく。また、広報活動も、引き続き充実・強化していく必要がある。福岡地裁は、各部署の職員で構成したプロジェクトチームを設置し、全庁的にこれらの作業に取り組んでいるところである。

◎ 模擬裁判ビデオは、全4時間のものを法曹三者向けに1時間30分に圧縮したものであり、一般の方には分かりにくいのではないかとと思われる。ただ、評議における人体模型を利用した裁判官からの説明等、参考になるところもある。いずれにせよ広報用に作成されたものではないので、その旨承知されたい。

(6) 法廷傍聴について

（鶴田一夫刑事首席書記官から傍聴する事件の概要を説明）

（出席委員が裁判員裁判の対照となる事件を傍聴）

○ 法廷で使用される用語は難解であるし、早口で聴き取れなかった。法律用語等の専門用語をどのように分かりやすくしていくのが課題であると感じた。

△ 今回傍聴させていただいた事件は、比較的単純な事件であったと思うが、それでも一般の方には分かりにくいと思う。証拠やその内容をどこかの時点で書面にして見せてもらわないと、理解できないのではないかと。また、法廷

を傍聴していつも感じることだが、被告人質問などでは問答だけを聴いてもとても理解できないと思うし、被告人の声がほとんど聴き取れない。証言席には性能の良いマイクを置いて欲しい。

言い回しについては、例えば、「同所で」というのを「同じ場所で」などと言い換えることは、ほか多数にも可能なのではないか。

- ◎ 言葉の置き換えについては、どんな言葉が分からなくて、どういう風に言い換えれば良いのかを検討しているところである。
- ◎ 意味を違えずに分かりやすく言い換えるということは、なかなか難しい。
- 事件の内容を理解するというのは、ストーリーを想起しながら当てはめていくことであるが、誰かが用意したものに乗っかってしまうことも考えられ、一般の方が裁判員として関与することは、この辺りが怖いと思う。
- ◎ 最初に検察官の主張を本当だと思ってしまうと、他の言い分をよく聞かずに、すぐに結論を出してしまうおそれがある。警察や検察庁でした供述が任意にされたものかどうかも検討して結論を出すべきである。
- 書証をすべての裁判員が見ることができるような方法を検討できないか。裁判員裁判においては、法廷では証拠調べを充実させ、評議から判決へと持って行かなければならない。書証はどのようなものになるのか。また、捜査の在り方も変わっていくのか。
- ◎ 審理に入る前に争点整理の手続が行われるので、裁判員は、整理された争点を中心に審理に関わることとなる。重複証拠を省き、すべてにおいて分かりやすいものとしなければならない。例えば、検察官の「証拠の要旨の告知」の方法も本日傍聴したようなものではなくなるはずである。
- いろんな人が裁判員に選任されることになるが、裁判員に対し、どこまで噛み砕いて説明すれば理解してもらえるのか。レベルとしては、例えば、中学1年生が理解できる程度か。
- ◎ 導入当初は混乱する可能性もある。小、中学校から司法教育を行い、長い

目で制度を定着させる必要がある。

- どのような人が裁判員に選ばれるか分からないが、裁判員になることで、民度やモラルの向上といった国民教育的視点も制度の目的としてあるのではないか。
- 前もって争点を明らかにした上で、裁判員が関与していくことになるのだと聞いて安心した。犯行に及んだ背景や心情を含めた上で検討し、判決するのであれば、仮に裁判員に選任されてもやれるのかなと思った。
- ◎ 解決すべきテーマは、法律知識がなくても裁判員として裁判をやっていただけのようにすることであり、法曹三者としても十分に議論を尽くし、そうした裁判を実現していくことで一致している。
- ロースクールや法学部においては、裁判員制度施行前の試行錯誤の段階からカリキュラムに取り込んでもらいたいと思う。制度への理解をより深めるためには大切なことではないか。
- ◎ 現時点では、裁判員制度について我々も確立できていない所があり、この段階で一般的にオファーすることは、かえってイメージや理解が混乱してしまうおそれがある。
- ◎ 制度は変わっても法曹それぞれの基本的な役割は変わらない。ロースクールの学生には、基本的なところを十分理解してもらいたい。
- △ 裁判員が加わること以外にどのようなことが変わるのか。
- ◎ これまでは、「起訴状一本主義」と言って、第1回公判期日前の争点整理手続はなかったが、刑事訴訟法が改正され、「公判前整理手続」というものが新設されることになっている。
- 模擬裁判ビデオについては、広報用ではないので、分かりにくい点はあると思うが、裁判員の選任や評議の様子はある程度理解していただけるのではないか。次回の委員会では委員の方々にこれを視聴していただくこととしたい。このビデオで扱っている模擬裁判に関する資料は、事前に配布して、あ

らかじめ一読していただけるようにしたい。また、改正刑事訴訟法についても、分かりやすい資料を作成することとしたい。

(7) 委員長，副委員長の改選について

◎ 委員長と副委員長を入れ替えてみてはどうか。

△ これまでの委員会を振り返ってみると，終始和やかで話しやすく，開催回数も他の地裁委員会に比べて遙かに多く，出席率も良かった。当初懸念された裁判所主導ということもなかったと思う。また，委員長や庶務の方々の努力により，委員会での意見は速やかに裁判所の運営に反映されており，たいへん感銘を受けた。これも，所長が委員長を務められ，庶務への指示等が円滑になされたことによるものだと思う。本委員会もいよいよ本丸とも言える裁判員制度についての議論が中心になっていくことから，今後も所長に委員長をお願いしたい。

◎ 他の裁判所では，所長以外の方が委員長になっているところもあり，所長が委員長だから対応が早いということでもないのではないか。

○ 様々な方面の方々が委員として参加され，好き勝手に言いたいことが言えた。このままの態勢で良いのではないか。

○ 任期途中に所長が交替した場合にはどうなるのか。

◎ 委員長は即所長ということではないことは確認しておいていただきたい。

□ 委員15人の構成内訳は，学識経験者9人，検察官1人，弁護士2人，裁判官3人となっており，所長はこの裁判官の枠から選任されている。所長が交替した場合，規則上当然に委員でなくなるとは言えないにしても，やはりその際には，裁判官の中から新たに選任するのが相当であると考え。委員長については，所長のあて職でないことは規則上あまりに明らかであって，私自身そのつもりもない。ただ，8月には委員の改選を控えており，新態勢については，新たな委員で決めていただくこととなる。私自身，委員会の運営についてはいささかも公正を疑われることのないように配慮してきたつも

りである。一部に異論もあるようだが、残る期間、現態勢のままで続けさせていただくことでどうか。

(各委員了承)

(7) 次回期日について

第7回 5月10日(火) 午後1時30分